

伊那中央行政組合建設工事共同企業体運用要綱

平成11年3月26日

告示第2号

改正 平成11年11月25日 告示第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、共同企業体の在り方の適正化を図ることにより、建設業の健全な発展に資するため、共同企業体を活用する場合の運用基準を定めるものとする。

(共同企業体活用の原則)

第2条 組合が発注する建設工事は、単体の企業への発注を基本とするが、技術力の結集等により効果的な施工が確保できると認められる適正な範囲で、共同企業体を活用することができるものとする。

(企業体の方式)

第3条 共同企業体は、次の各号のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 建設工事の種類、規模に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に、工事毎に結成される共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化するため結成する共同企業体をいう。

(特定建設工事共同企業体)

第4条 特定建設工事共同企業体の活用は、次の各号によるものとする。

- (1) 対象工事の種類、規模  
対象工事は、技術的難度の高い建設工事（道路、橋梁等の土木構造物であつて大規模なもの、大規模建築、大規模設備等の建設工事）等で、組合長が必要と認める工事とする。
- (2) 構成員等
  - ア 構成員数  
2社又は3社とする。ただし、組合長が特に必要と認めるときは、4社以上の構成員数とすることができるものとする。
  - イ 組合せ  
最上位等級に属する者のみの組合せとする。ただし、組合長が十分な施工能力を有し、適正な共同施工が確保できると認めるときは、第2位等級に属する者を含めた組合せとすることができるものとする。

ウ 資格

構成員は、対象工事について次の要件を満たすものとする。

- (ア) 発注する工事に対応する工事種別について、本組合の入札参加資格の登録がされていること。
- (イ) 当該工事に対応する業種について、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (ウ) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (エ) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を、当該工事現場に専任で配置し得ること。

エ 結成方法

自主結成とする。ただし、組合長が必要と認めるときは、予備指名の方法によることができるものとする。

(3) 出資比率

構成員が自主的に定めるものとする。この場合において、その最小出資比率は次のとおりとする。

- ア 2社の場合 30パーセント以上
- イ 3社の場合 20パーセント以上
- ウ 上記ア及びイ以外の場合 組合長が定める比率以上

(4) 代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、円滑な共同施工を確保するため施工能力の大きい者とし、その出資比率は、構成員中最大とする。

(経常建設共同企業体)

第5条 経常建設共同企業体の活用は、次の各号によるものとする。

(1) 対象工事の種類、規模

対象工事は、単体の企業と同様に入札参加資格を有する業種及び等級に応じた工事とする。

(2) 構成員等

ア 構成員数

2社又は3社とする。

イ 組合せ

同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。ただし、個別審査において、下位の等級に属する者に十分な施工能力があると認められる場合には、構成員となる者のうち、上位の等級にある者から直近2等級までに属する者の組合せとすることができるものとする。

ウ 資格

構成員は、次の要件を満たすものとする。

- (ア) 入札参加資格を申請する業種について、許可を有しての営業年数が原則として3年以上あること。
- (イ) 入札参加資格を申請する業種について、原則として元請として一定の実績を有すること。
- (ウ) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者が存し、工事の施工に当たっては、原則としてこれらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。

エ 結成方法

自主結成とする。

(3) 出資比率

構成員が自主的に定めるものとする。この場合において、その最小出資比率は次のとおりとする。

- ア 2社の場合 30パーセント以上
- イ 3社の場合 20パーセント以上

(4) 代表者

構成員が自主的に定めるものとする。

(5) 入札参加資格

経常建設共同企業体が、入札参加資格の申請をしようとする場合、当該経常建設共同企業体の構成員は、他の経常建設共同企業体の構成員となることはできないものとする。ただし、当該経常建設共同企業体の構成員以外の者と、継続的な協業関係を確保でき、当該経常建設共同企業体と業種が重複しない場合に限り、他の一の経常建設共同企業体の構成員となることができるものとする。

(入札参加資格申請)

第6条 共同企業体を結成して競争入札に参加を希望する建設業者は、共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号又は様式第2号）に共同企業体協定書を添えて、組合長に資格審査を申請しなければならない。

(適格性の審査)

第7条 組合長は、前条の規定により資格審査を申請した共同企業体について、次の各号により資格審査を行うものとする。

(1) 客観的事項の審査

経営に関する客観的事項の審査は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準（平成6年建設省告示第1461号。以下「告示」という。）の規定に準じて行うものとし、経営規模、経営状況に係る評点及びその他の評点項目は、次のとおりとする。

- ア 経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和とする。

イ 経営状況分析に係る評点は、構成員について算出される経営状況分析得点の平均値によるものとする。

ウ その他の評点項目は、技術職員数については、各構成員の技術職員数の和とし、営業年数については、各構成員の営業年数の平均値によるものとする。

(2) 主観的事項の審査

共同企業体の工事施工能力に関する主観的事項の審査は、各構成員の前年度の完成工事の成績を評定して行うものとする。

(入札書)

第8条 競争入札における共同企業体の入札書には、共同企業体の代表者及び各構成員の代表者又は代理人が記名押印しなければならない。

(契約書)

第9条 共同企業体との契約の締結における契約書には、共同企業体の代表者及び各構成員の代表者又は代理人が記名押印しなければならない。

(代表者の権能)

第10条 工事の監督、請負代金の支払い等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

前 文 (抄) (平成11年11月25日告示第6号)

平成11年12月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

（あて先）伊那中央行政組合長

共同企業体の名称  
共同企業体の代表者  
の住所・名称及び代  
表者の氏名

共同企業体構成員の  
住所・名称及び代表  
者の氏名

今般、連帯責任によって建設工事の共同請負をするため、  
を代表者とする経常建設共同企業体を結成したので、同企業体で伊那中央行政組  
合が発注する建設工事の競争入札に参加したいので、次の書類を添えて入札参加資格審査  
の申請をします。

なお、この申請書及び添付資料の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 経常建設共同企業体協定書
- 2 委任状
- 3 使用印鑑

様式第2号（第6条関係）

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

（あて先）伊那中央行政組合長

共同企業体の名称  
共同企業体の代表者  
の住所・名称及び代  
表者の氏名

共同企業体構成員の  
住所・名称及び代  
表者の氏名

今般、連帯責任によって建設工事の共同請負をするため、  
を代表者とする特定建設工事共同企業体を結成したので、同企業体で伊那中央行政組合が発注する 建設工事の競争入札に参加したいので、次の書類を添えて入札参加資格審査の申請をします。

なお、この申請書及び添付資料の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 特定建設工事共同企業体協定書
- 2 委任状
- 3 使用印鑑